

利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ちくご川コミュニティ財団(以下「当財団」という。)の役職員の利益相反に該当する事項についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当財団の役職員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役職員は、名目または形態の如何を問わず、その就任後、新たに当財団以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)になる場合には、事前に書面で事務局長に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当財団と役職員との利益が相反する可能性がある場合(当財団と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する(兼職等を除く。)ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限らない。)に関しても前項と同様とする。

3 役職員は原則として、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

4 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを専務理事(事務局長が専務理事である場合または専務理事が在任していない場合には理事長)に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役職員は、毎年3月に当該役職員の兼業等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上申告を行った者が理事である場合には専務理事(但し、申告を行った者が専務理事である場合はそれ以外の理事)と、監事である場合は他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して当財団との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置(以下「適正化措置」という。)を求めるものとする。

2 前項にもかかわらず、第3条4項に規定する場合、申告を受けた専務理事又は理事長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

- 3 前2項における適正化措置とは、当財団と役職員との利益が相反する可能性がある団体等への助成等に関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

- 1 本規程は、令和2年3月1日から実施する。
- 2 当財団の名称を令和3年10月23日に変更する。
- 3 当財団および当規程の名称を令和7年10月30日に変更し、条文の一部を修正する。